

平成25年

第2回市議会定例会 議案第9号

函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に
関する条例の一部改正について

函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月12日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に
関する条例の一部を改正する条例

函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例
(平成13年函館市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「社団法人日本シーエーティブイ技術協会」
を「一般社団法人日本CATV技術協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

社団法人日本シーエーティブイ技術協会の一一般社団法人への移行に伴
い規定を整備するため